

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>附則 (平成31年 月 日) (施行期日) 本規程は、平成31年 月 日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</p>	<p>附則 (平成31年 月 日) (施行期日) 本規程は、平成31年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</p>